

神戸市自立教育労働者組合交渉議事録

1. 日時：令和5年10月2日（月）18：30～19：40
2. 場所：教育委員会会議室
3. 出席者：（市）教職員課労務制度担当係長 他1名
（組合）執行委員長、書記長1名、他2名
4. 議題：2023年度要求書の提出について
5. 発言内容：

（組）今年度の要求書について、今から説明させていただきます。申し入れ書の1番①です。幼・小・中・特支・高でそれぞれ過去の経緯があり給料表は3本になっているが、本来の職務内容に差はないため、将来的には教育職給料表を一本化するべきではないかと考えています。従前は、一本化するからという理由で高校教育職給料表の水準を下げるということは一切しないことという言い方をしていたが、それを明記せずに、一本化することを展望するなかで賃金を大幅に引き上げることというように表現に変えている。要求趣旨は昨年と変わるものではありません。

1番④について、国全体で高齢職員は給与水準を7割にするということは決まっているが、定年前と同じような職務内容にも関わらず給与が下がることに対して、学校現場は不満もあるため、私たちの要求としては、もう少し給与の下げ方を考えてもらいたいというものです。

次に、3ページ2番①です。よく校長が超過勤務を命じていないと言う人がいるが、超過勤務を放置しているのは命じているのと同じだと、私たちは校長に言っています。きちんと校長に理解してもらわないといけないと思います。「限定4項目」であれば超過勤務をさせてもいいと、修学旅行等の計画の段階で勤務時間外の時間が設定されている事があるが、あくまで“臨時的かつ緊急に限られる”ため、本来は修学旅行が終わり解散する時間を勤務時間内に終わらせるべきであり、校長には理解してもらわないといけません。飛行機の都合等で勤務時間が伸びてしまう事もあるが、本当はよくないことだという事を校長から教員に伝えるべきだと思います。

2番⑤について、すでに全国学校労働者組合連絡会との交渉でも明らかになっているが、通常は36協定では教員は分母には入れるが、対象外とされているが、少なくとも限定4項目は一定致し方ないとして、それ以外の超過勤務は本来あってはならないため、36協定は結ばれるべきだと考えています。これは、国の組織においても36協定を結ぶことは可能だと言っています。これによって少しでも違法な超過勤務を減らせるようにして頂きたいと思います。

3番ですが、休養室の設置について、新設校においてもしっかりと設置を明示すべきであるが、一旦休養室にしているも、教務室が足りない等の学校側の都合で休養室を勝手に変え

ることはさせないように縛るべきという趣旨の要望です。

それから、4ページ5番の人事異動に伴う労働条件の悪化防止というところです。昨年から表現を変えております。我々としては、人事異動の結果によって、以下のような事態が生じた場合、異動先での労働条件に配慮してもらいたいという趣旨であることを認識していただきたいです。

11番について、『起訴される蓋然性が高い』などという極めて曖昧な要件に基づき分限休職を命じることができるとする本改正条例は、東須磨小学校事件後の情動的な世論におもねる形で制定されたものである。教育委員会職員分限懲戒審査会コメントでも明らかなように、要件に基づく条例適用そのものが現実には困難であり、実質的には懲戒処分の先取りになりかねない』というところです。要するに、遡及して適用するという事は法律の原則としてできない、法令は守られなければなりませんので、「実質的には懲戒処分の先取りになりかねない本条例改正部分の廃止を市長にはたらきかけること」、という趣旨です。

次に14番③についてです。そもそも教員に事務の仕事をさせないという動きがありますが、それをやりすぎることにより、学校事務職員がどんな仕事も教員に任せられないようになってしまうという不合理な実情がでてきておりますので、これに関してもお答えいただきたいと思います。

9番のハラスメント防止についてですが、ハラスメントについて、丁寧で分かりやすい研修を実施してもらっているが、全教職員にみてもらえるようにしてほしいと思います。

10番のアンケートについては、終結したという話は聞いていないし、その後一体どうなったのか教えて頂きたいと思います。

13番について、人員配置に関するものではなく、現状を是正することが要求趣旨であります。例えば校内で生活コースの担当教員については、校務分掌を軽減したり、重複のクラスの場合は、給食の時間や片付けの時間についても授業時間数としてカウントして持ち時間数を決めていく等の工夫をしていただきたいと思います。

14番の学校事務職員について補足させていただきますが、準公費の事務については非常に繊細な業務であり、1人で何百人も担当していますが、人間ですから1人では当然間違っていることもあります。相互チェックすることにはなっていますが、先生方がなかなか見つからない、結果的に1人でやるということが多いと思います。結局学校ではできなくなってしまい、他の仕事を持ち帰ってせざるを得ないようになります。事務職員が教員の仕事を手伝っても、教員の仕事は全く減っていないので、むしろお互いに厳しい状況になっていると思います。教員も学校事務職員も両方とも仕事を減らさなければならないと思うので、もう少し考えて頂きたいと思います。

最後に、12番の通級指導教室についてです。②について、週5日間のうち1日は必ず特別支援教育センターの職員にならなければならないと言われております。この負担が非常に大きいです。また、その1日間の出務について、朝から晩までいてほしいと言われておりますが、ずっと仕事がある訳ではなく、なぜ1日中出務する必要があるのか、明確な理由を教え

て頂きたいと思います。③については、特別支援教育相談センターには担当主事がたくさんいるが、誰がどの業務の責任者なのか明確に示して頂きたいです。

要求書及び交渉申し入れ書についての説明は以上とさせていただきます。よろしく願いいたします。

(市) ただいまお受けした要求書について、勤務労働条件に関する事項については、11月17日までに書面で回答いたします。

(組) 承知しました。